

議案第 37 号

三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町隣保館・解放会館設置条例(昭和50年4月1日三宅町条例第38号)
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月9日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部を改正する条例

三宅町隣保館・解放会館設置条例(昭和50年4月1日三宅町条例第38号)
の一部を次のように改正する。

第2条の表中「三宅町上但馬隣保館」の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年6月30日から施行する。

三宅町隣保館・解放会館設置条例(昭和50年4月1日三宅町条例第38号) 新旧対照表

改正後		現行	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 三宅町隣保館・解放会館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 三宅町隣保館・解放会館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
		三宅町上但馬隣保館	三宅町大字但馬360番地の3
三宅町上但馬団地解放会館	三宅町大字屏風250番地の21	三宅町上但馬団地解放会館	三宅町大字屏風250番地の21